

平成31年 第1回

# みなかみ町農業委員会議事録

開催日時 平成31年1月10日（木曜日）

みなかみ町農業委員会事務局

## みなかみ町農業委員会第1回会議議事録

- 1 開催日時 平成31年1月10日 午後1時30分
- 2 開催場所 月夜野農村環境改善センター大会議室
- 3 出席委員 18名
- |                 |               |                 |
|-----------------|---------------|-----------------|
| 1番委員 榎 洸 武 重    | 2番委員 櫻 井 孝 司  | 3番委員 高 橋 俊 信    |
| 4番委員 高 橋 良 一    | 5番委員 廣 田 尚 夫  | 6番委員 石 坂 達 夫    |
| 7番委員 今 井 育 男    | 8番委員 吉 野 拓 夫  | 9番委員 星 野 榮 一    |
| 10番委員 高 橋 俊 一   | 11番委員 森 下 一 郎 | 12番委員 河 合 博 満   |
| 13番委員 小 池 正 明   | 14番委員 原 澤 幸 雄 | 15番委員 原 澤 章     |
| 17番委員 内 海 美 津 江 | 18番委員 高 宮 玉 江 | 19番委員 高 橋 久 美 子 |

- 4 欠席委員 1名  
16番委員 原 澤 孝 一

- 5 議事録署名委員  
4番委員 高 橋 良 一 5番委員 廣 田 尚 夫

- 6 職務のため本会議に出席した事務局職員等の職・氏名  
事務局長 原 澤 真 治 郎 書記 小 林 紀 之 書記 泉 雪 江

- 7 会議に附した事件  
議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第2号 農用地利用集積計画に対する意見決定について  
議案第3号 農用地利用配分計画案に関する意見について

### 協議事項・報告事項

- (1)農地法第18条第6項の規定による通知書について

### その他

- 8 会議の成立  
農業委員会等に関する法律第27条第3項により本会議が成立する。

開 会 みなかみ町農業委員会職務代理高橋俊一開会を宣す。  
頭 末

議 長 会長議長となり、議事録署名委員に4番高橋良一委員・5番廣田尚夫委員を指名し議事に入る。  
続きますして、議事に入ります。  
議案第1号農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いいたします。

- 事務局 1 ページをお開きください。  
議案第 1 号農地法第 5 条の規定による許可申請について。  
次のとおり農地法第 5 条の規定による許可申請があったので、意見の決定を  
求める。  
別紙記入事件、2 件。  
次のページをお開きください。  
◇（議案書・順次、朗読説明）  
以上、よろしく申し上げます。
- 議 長 それでは、番号 1 番、〇の〇〇さんから〇の〇〇さんが一般住宅を建てたい  
という案件です。担当委員さんの報告をお願いいたします。
- 5 番委員 5 番の廣田です。農地法第 5 条による申請事案の調査結果について報告いた  
します。  
場所的には、〇より西へ直線で 200m ぐらいほどのところで、〇の西隣に  
なります。不耕作の畑より一般住宅への転用ということでございます。1 月 5  
日土曜日、現地を見てきました。現地は雪がりましたが、不耕作の畑と思わ  
れます。周辺は道路、不耕作の畑、〇に囲まれていました。6 日、日曜日、〇  
の〇〇さん家族へ意思確認をいたしました。  
調査事項としては、転用目的が遅滞なく実現するかの確実性ですが、申請書、  
設計図、見積書、財形融資、残高証明書等が確認できました。1 月 6 日、〇〇  
さん家族へ確認できましたので、実行は確実と思われれます。申請面積の妥当性  
ですが、申請面積は 499㎡であり、周辺の利用状況からも適当と思われれます。  
周辺農地の営農条件への支障の有無や転用することによって生じる付近の農地  
の作物の被害の防除措置の確認ですが、現地は道路、不耕作の畑、〇に囲まれ  
た連続性のない農地で、また、汚水、雑排水は東側町道に埋設されている下水  
本管へ接続ということで、支障が発生する見込みはないと思われれます。その他  
想定される懸案事項は特に見当たりません。よろしくご審議いただきますよう  
お願いいたします。  
以上です。
- 議 長 ありがとうございます。  
ただいま、廣田委員より報告いただきました。  
この案件について、質問、意見等ございましたら、挙手の上、発言願います。  
いかがでしょうか。ありませんか。  
（「異議なし」の声）  
それでは、許可相当とします。  
続きまして、番号 2 番、〇の〇〇さん、〇〇が店舗及び駐車場用地の拡張用  
地。担当委員さんのご報告をお願いいたします。
- 5 番委員 5 番の廣田です。  
農地法第 5 条による申請事案の調査結果について報告いたします。  
場所的には、皆さんご存じの〇より道路を挟んで東側、〇〇になります。昨  
年 1 月にも同形式の申請がありましたが、店舗及び駐車場用地の拡張というこ  
とで、121㎡、1 月 5 日、土曜日、現地調査をしました。事務所の東側、樹

木にもピンクのテープが印してありました。〇〇社員の方へ同じ日に店舗の建てかえや駐車場の拡大など会社より伺っていますということでした。8日、貸し手の〇〇さんにも確認しましたが、この流れでお願いいたしますということでした。

調査事項として、転用目的が遅滞なく実現するかの確実性ですが、申請書、平面図、見積書、残高証明書等が確認できました。1月5日、社員の方にも流れが伝わっていることを確認できましたので、実行は確実と思われます。申請面積の妥当性ですが、申請面積は121㎡増加し、計986㎡であり、周辺の利用状況からも適当と思われます。

周辺農地の営農条件への支障の有無や転用することによって生じる付近の農地の作物の被害の防除措置の確認ですが、現地は道路、隣接する家、畑に囲まれた連続性のない農地で、また、生活排水は公共下水道に接続ということで、支障が発生する見込みはないと思われます。

その他、想定される懸案事項は特に見当たりません。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

以上です。

議長

ありがとうございます。

ただいま廣田委員に報告いただきました。

この案件について、質問、意見等ございましたら、挙手の上、発言願います。いかがでしょうか。ありませんか。

(「異議なし」の声)

それでは、許可相当とします。

続きまして、議案第2号農用地利用集積計画に対する意見決定について。

事務局より説明をお願いします。

事務局

3ページをお開きください。

議案第2号農用地利用集積計画に対する意見決定について。

次のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画書の提出があったので、承認を求める。

別紙記入事件10件です。

次のページをお開きください。

農用地利用集積計画概要でございます。

田は、賃貸借の通年、667㎡、畑は賃貸借の通年1,115㎡、使用貸借の通年、9,679㎡、合計1万794㎡、田と畑の合計、1万1,461㎡です。貸し手は10戸、借り手は3戸でございます。設定期間は、田6年、畑10年です。

5ページから総括表がございますので、ごらんいただくようお願いいたします。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。

それでは、5ページの総括表がありますので、それに目を通してください。

2番 櫻井孝司委員退室

議長 何か意見ございますか。  
なければ承認するというのでよろしいでしょうか。  
(「異議なし」の声)  
それでは、承認することに決しました。

2番 櫻井孝司委員入室

議長 続きまして、議案第3号農用地利用配分計画案に対する意見について。  
事務局よりお願いいたします。

事務局 6ページをお開きください。  
議案第3号農用地利用配分計画案に関する意見について。  
次のとおり、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用配分計画案の提出があったので意見を求める。  
別紙記入事件、3件です。  
次のページをお開きください。  
◇(議案書・順次、朗読説明)  
以上、1から3番、よろしくお願いたします。

議長 ありがとうございます。それでは、番号1番、〇、〇〇さん他、〇の〇〇さんが借りるとい案件です。担当委員さんの報告をお願いします。

1番委員 1番、榎渕です。  
これは、こちらが〇〇さんとか〇〇さんとかというところ、二三男用地になっていまして、耕作されていないんですが、ずっと〇〇さんの東側ですね。青いところの中のところなんです、そのところはもうリフレッシュ事業を取り入れて、畑にしようという事業を行うわけですけども、そのための条項の1つでありまして、これを農業公社、そちらに一応出して、それからまた借りるといことで、その辺の説明は事務局のほうにお願いしたいと思っております。

それから、ここに、借賃とかその辺が書いていないんですけども、それについては事務局のほうから説明させていただきたいと思っております。

それから、2件目のほうですね。この後の審査会のほうでも〇〇さんのことがあると思いますが、そういう中でソバをたくさんつくっておられまして、かなり面積つくっておられて、これは畑になった場合にはソバをつくってくれるのではないかと、今考える懸念材料というのは、私のほうではありませんので、継続してちゃんと優良農地になるのではないかと、思っております。

以上です。

議長 ありがとうございます。  
ただいま2番まで説明していただいたんですか。

1番委員 1番、2番ちょっと関連しているので、その箇所の区域の中に入ってござ

すので。

議長 それでは、1番、2番関連しているということで一緒に。事務局のほうから補足は。

事務局 櫛淵委員のほうからご指摘いただきました借貸についてです。〇〇さんが借り受けます土地については、機構法貸借で借り受けますので、1筆1万円です。それから、ほかの7名の7筆につきましては、機構法使用貸借で、賃料は0円でございます。あと、〇〇さんのお住まいが〇ですので、櫻井委員さんにも調査をお願いしております。よろしくお願いいたします。

2番委員 2番櫻井です。よろしくお願いいたします。

今回リフレッシュ事業ということで、今まで約4年ぐらい耕作していた畑です。ブロッコリーと茶豆を交互に使っていたということですね。それで、〇と〇、〇、それから〇と耕作面積、これを見ると、約3町歩耕作しているという中で、今まで使っていたところなので何も問題はないかと思えます。

以上です。

議長 ありがとうございます。1番、2番について、質問、意見等ございましたら、挙手の上発言願います。

いかがでしょうか。ありませんか。

(「異議なし」の声)

なければ、承認と決めます。

続きまして、番号3番、〇〇さんの田、〇〇さんという案件です。担当委員さんの報告をお願いします。

14番委員 14番原澤です。

該当する土地なんですが、〇の〇の先50mぐらい入ったところを左に入ったところの田んぼです。

この場所なんですけれども、1年ぐらい前に同じ条件で申請が出ている場所です。田んぼなんですけれども、1筆というか、地番は全部なんですけれども、段々の形状になっていまして、その全体の中の一部です。貸し付け後における周辺農地の影響はないと思います。必要な農作業従事は大丈夫だと思います。貸付希望者への貸し付けは適当かと思えます。

以上です。

議長 ありがとうございます。

この案件について、質問、意見等ございましたら、挙手の上発言願います。

いかがでしょうか。ありませんか。

(「異議なし」の声)

なければ、承認と決めます。

以上で議事を終わります。5番の協議事項・報告事項の(1)農地法第18条第6項の規定による通知書について事務局お願いします。

事務局 9ページをごらんください。

報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知がありましたので、報告いたします。

◇（議案書・番号1、朗読説明）

以上、報告させていただきます。

議長

ありがとうございます。

それでは、6番、その他ですが、何か。ありませんか。

4番委員

ちょっと聞きたいんですけども、先ほどリフレッシュ事業というのを言われたんですが、こういう事業はどういう事業かというのを聞きたいんですけども。

議長

リフレッシュ事業とは具体的にどういう事業かですね。

事務局

そうですね。リフレッシュ事業は端的に言うと、荒廃している農地がまずあって、そこを。

議長

先ほどの例でいうと、あそこは道路のほうに木がかぶりあってぐあいが悪いというような要請が出ていたんですよ。

4番委員

先ほどの〇地区は賃借料がゼロってあったよね。

事務局

その部分ですか。

4番委員

そういうことも含めて。

事務局

まず、ちょっと経過的なことをいいですか。すみません。先ほど〇地区は実は〇沿いにありまして、圃場整備した二三男用地の場所だったんですね。長年もう耕作されていなくて、地域の方とか鳥獣害の被害の関係で、そこがすみかになっているというような土地で、区長を通して町に要望が上がってきました。それが6月、7月ごろだったんですね。榎渕さん、また会長にも下相談させてもらって、どういう取り組みがよろしいですかねというような形で、まず、借りてくださる担い手の方がいらっしゃるかということから始めて、探してはみましたが借り手がいない中で、まずリフレッシュ事業、これを仕組み要するに国と県と町とで事業を費用を出して実質的な所有者の方の負担がないと。それは何かというと、10年間機構に貸し付ける。それも無償で。無償で貸し付けるというのが1つの条件なんです。そこで賃料をとってもいいんですけども、そのとった10年間の賃料というのが補助金から差し引かれてしまうので、実質補助金が減るというような仕組みになるんですね。なので、今回所有者の方にもちゃんと説明をさせていただいて、10年間機構貸し付けて、賃料は取らないというような条件の中で、個人負担はないというところでもらいました。受手になる方は先ほど審議していただいた、〇〇さんという方の土地というのが荒廃はしていないので、そこは実際は手を加える予定ではございません。ただ、この事業の仕組み的に1ha以上、おおむね1ha以上というのが基準でありまして、荒廃している農地を全部たしあげても1haに満たないん

です。なので、隣接する連担する農地を継承させてもらって、〇〇さんの農地とちょっと1筆飛んでしまうんですけども、〇〇さん、〇〇さんの土地も、実際今耕作はされているんですけども、そこを一体的に担い手の方が引き受けて耕作してもらうというような趣旨に基づいて、このリフレッシュ事業が成り立っているということです。なので、端的にいうと、賃料がただで借り手が見つかったのかという形になるんですけども、10年間人に貸し付けると。所有者の方にも10年間は機構を通して担い手の方に貸し付けてくださいという一応、そういうのを全て経て、今回上げさせていただいている状況です。

なので、荒廃しているところはあると思うんですけども、全てがリフレッシュ事業でできるかという、なかなかちょっと正直、また、内容の話というのがあれなんですけれども、この事業は一応今年度までなんです。なので、ちょっとある意味駆け込みで、ここにいらっしゃる櫻井さんに実は〇地区でも1カ所、ちょっと面積が小さいんですけども、そこもやるような予定しております。先だって、もう始めている〇の〇〇さんにも仲間に入っていて、このリフレッシュ事業、全部でみなかみ地区で3地区ですか、というようなところを予定しております。

ただ、残念なことに、来年この事業が残るかどうなのかというのはちょっと難しいところなんですけれども、すみません。

議 長 よろしいでしょうか。

閉 会 みなかみ町農業委員会吉野拓夫閉会を宣す。

〔午後2時00分〕